

○消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期的に点検させなければならない防火対象物の指定

(平成 19 年 1 月 16 日消防告示第 2 号)

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 36 条第 2 項第 2 号の規定に基づき消防用設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期的に点検させなければならない防火対象物を次の通り指定したので告示する。

令別表第 1 (5) 項ロ，(7) 項，(8) 項，(9) 項ロ，(10) 項から(15) 項まで，(16) 項ロ，(17) 項及び(18) 項に掲げる防火対象物で，延べ面積が 1,000 平方メートル以上のもの

附 則

この告示は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。